

# 令和4年定例第4回市議会会議録(第1日)

令和4年12月6日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

## 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	9番	上津原	博
2番	森	弘子	10番	荒卷	隆伸
3番	村上	義徳	11番	瀬口	健
4番	奥菌	由美子	12番	壇	康夫
5番	吉原	政宏	13番	中尾	眞智子
6番	末吉	達二郎	14番	中島	一博
7番	古賀	義教	15番	宮本	五市
8番	前原	武美	16番	牛嶋	利三

## 2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

## 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

## 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋晋治	係長	宋由美子
参与	田中裕樹	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	総務課長	平川貞雄
副市長	三重野直美	財政課長	大坪康春
教育長	待鳥博人	企画振興課長	木村勝幸
監査委員	平井常雄	秘書広報課長	久保井千代
総務部長	西山俊英	健康づくり課長	田中聡美
保健福祉部長	盛田勝徳	福祉課長兼福祉事務所副所長	末吉建
市民部長兼市民課長	松尾和久	環境衛生課長	宮崎眞一
環境経済部長	坂田良二	農林水産課長	坂本生治
建設都市部長	松尾武喜	商工観光課長	猿本邦博
教育部長	藤吉裕治	上下水道課長	甲斐田裕士
消防長	北嶋俊治	総務課人事係長	廣重慶輔

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査）
- (4) 施政方針説明
- (5) 議案一括上程
- (6) 提案理由説明
- (7) 承認第5号 専決処分の承認について（専決第4号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第7号））

- (8) 議案第54号 みやま市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第55号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (10) 議案第56号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第57号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第58号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第59号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (14) 議案第60号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (15) 議案第61号 工事請負契約の変更契約の締結について
- (16) 議案第62号 財産の減額譲渡について
- (17) 議案第63号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第8号）
- (18) 議案第64号 令和4年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (19) 議案第65号 令和4年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (20) 議案第66号 令和4年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (21) 議案第67号 令和4年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）

---

**午前9時30分 開会**

**○議長（牛嶋利三君）**

ただいまから令和4年定例第4回市議会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、3番村上義徳君におかれましては、会期中、質疑及び一般質問の再質問を着席のまま発言すること、起立採決を挙手で行うことを許可しておりますので、皆さん方にはこれ

を御承知おきいただきたいと思います。

## 日程第1 会期の決定について

### ○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件は、先日の議会運営委員会におきまして協議をいただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。前原議会運営委員会委員長お願いいたします。

### ○議会運営委員長（前原武美君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和4年定例第4回市議会の運営につきまして、11月25日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

第1に、本会議に付議されました案件は、承認1件、議案14件でございます。

第2に、本会議の開催は、本日12月6日から12月16日までの11日間といたします。

第3に、その日程でございますが、日程につきましては既に皆様方に資料として配付しておりますので、御参照方よろしく申し上げます。

第4に、審議方法について申し上げます。

承認第5号につきましては即決といたします。

議案第54号から議案第59号までの6件及び議案第62号につきましては、総務常任委員会付託といたします。

議案第60号につきましては、文教厚生常任委員会付託といたします。

議案第61号につきましては、産業建設常任委員会付託といたします。

議案第63号から議案第67号までの5件につきましては、全体審議といたします。

また、今議会の中での新型コロナウイルス感染対策のため、執行部につきましては議案審議に必要な必要最小限での出席体制としております。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしく申し上げます。

### ○議長（牛嶋利三君）

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの11日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月16日までの11日間と決定をいたしま

した。

## 日程第2 会議録署名議員の指名について

### ○議長（牛嶋利三君）

日程第2．会議録署名議員の指名を行ってまいります。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして6番末吉達二郎君、7番古賀義教君、兩名を指名いたします。

## 日程第3 監査報告について（例月出納検査）

### ○議長（牛嶋利三君）

日程第3．監査報告について、監査委員の報告を求めてまいります。平井監査委員お願いいたします。

### ○監査委員（平井常雄君）（登壇）

改めましておはようございます。それでは、例月出納検査の結果について御報告をいたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する出納状況でございます。

現金の出納及び保管について、令和4年7月分から9月分までの各月月末現在における各会計別歳出簿の現金額は、金融機関残高証明書及び支払証憑書類、その他関係諸帳簿と照合いたしました結果、何ら非違事項、また、指摘事項も認められず、全て適正に処理をされておりました。

以上、御報告を終わります。

## 日程第4 施政方針説明

### ○議長（牛嶋利三君）

日程第4．市長の施政方針説明を求めてまいります。松嶋市長。

### ○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めましておはようございます。施政方針を述べさせていただきます。

本日ここに、令和4年第4回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとう

ございます。

また、本市の市政運営に当たりまして、これまで多大なる御尽力をいただき、衷心より感謝申し上げますとともに、改めまして深く敬意を表します。

まず、施政方針に先立ち、職員の不祥事につきまして、市民の皆様へおわびを申し上げます。

このたび、職員の不祥事が続いており、市民の皆様の信頼を著しく失墜することとなりました。昨年同様に、親睦団体の会計を横領する事案が発生したことで、綱紀肅正等の通知・通達や職員研修による組織のコンプライアンスの推進に加えまして、職員個人が自律的に正しい行動を取る個人のマネジメントを向上させることがとても重要であると感じております。

そのため、日頃から職員としての行動・判断の基準を行動規範として示し、その実践を確認する体制の構築や職員の悩み事などの相談体制を充実してまいります。

また、あいさつ日本一宣言都市として、接遇の向上やスピード感を持った対応など、明るく活気のある職場環境をつくり、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

それでは、これから4年間の市政運営に関する所信の一端を申し述べさせていただきます。

私は、去る10月16日の任期満了に伴うみやま市長選挙におきまして、引き続きみやま市政を担わせていただくことになりました。

改めてこの壇上に立ち、課せられた使命と職責の重さを痛感しているところでございます。

市民の皆様の期待に応えられますよう、皆様の声に真摯に耳を傾け、市政の発展に全身全霊を捧げることを固くお誓いさせていただきます。また、議員の皆様と相携えて市政運営を進めてまいります。皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、今後の市政運営に当たる基本姿勢につきまして申し上げます。

「将来にわたり子や孫が住み続けたいと思うまちをつくりたい。」、私が4年前、市長に就任した際の一念であります。その思いは、第2次総合計画において「持続可能な魅力あるまちづくり」として計画の中にちりばめ、あわせて、誰一人取り残されないSDGsの理念を取り入れることにより、本市の将来像を「人と自然が共に育み、つながり、成長し続けるまち」といたしました。2期目の市政運営もこの将来像を目指し、邁進してまいります。

また、次なる時代をリードする新たな成長の源泉であるグリーン化の推進や、自治体のデジタル変革の対応、また、スマートシティの創出など、時代の潮流を的確につかみ、その基

盤づくりを進め、市民の皆様の生活がより豊かになるよう努めてまいります。

これまでを振り返りますと、新型コロナウイルス感染症が急激に拡大し、感染の大きな波が幾度にもわたり押し寄せてまいりました。緊急事態宣言が発出されるなど、市民の皆様は、日常生活の様々な場面で制約を受け、経験したことのない不安な日々をお過ごしになられたと存じます。

あわせて、自然災害の脅威、毎年のように豪雨、台風に見舞われ、特別警報が発令されるなど、これまでにない大きな困難に直面し、市内に甚大な被害が発生いたしました。

このことから、安全・安心な市民生活がいかに尊いものであるかを改めて痛感するとともに、市民の皆様と健康、そして、生活を守り、安全・安心をお届けすることが私の最大の使命であると認識いたしております。

一方、本市は人口減少が続いており、令和4年9月末現在の人口は3万5,602人です。人口減少に歯止めをかけるため、新婚世帯、子育て世代への支援策などを新たに講じてまいりましたが、厳しい状況が続いております。第2期みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基となる人口ビジョンを達成するための、まさに正念場となってまいりました。

人口ビジョンでは、本市人口の将来展望を実現するため、合計特殊出生率の上昇、雇用の場の確保による若い世代の人口流出抑制、子育て世代の転出抑制と転入促進を掲げており、これまでの人口減少に歯止めをかける取組のデータ分析など、客観的エビデンス——客観的根拠——に基づき、職員と知恵を絞りながら、より効果的・効率的な施策を展開してまいります。

他方、みやま市総合市民センターや柳川市との共同施設であるごみ焼却施設有明ひまわりセンター、火葬施設有峰苑みやま柳川、さらには学校統合による高田小学校の建設事業などの大型プロジェクトには、多額の財政出動が必要となりました。

財源確保のために、市議会の皆様をはじめ、国、県の関係者の御支援、御協力をいただき、過疎対策事業債を有効に活用できましたことに深く感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

御承知のとおり、本市の財政状況は、自主財源が乏しく一般財源は限られております。今後、交付税措置があるとはいえ、公債費が膨らんでまいります。健全財政を進めるに当たり、行財政改革の着実な実行の下、持続可能で安定した財政基盤を維持し、効率的かつ効果的な市政運営を推進してまいります。

私は、市長就任以来、市内を回り、市民の皆様の御意見を伺ってまいりました。子育て支援や教育環境の充実したまちに、安全で安心して暮らせるまちに、企業誘致が進み活力あるまちになど、数々の貴重な御意見に耳を傾け、共有をさせていただきました。

この市民の皆様の負託にお応えするための糸口は、やはり先人が積み上げたみやまの良さにあります。2期目のまちづくりは、みやまの良さを天の恵み、地の恵み、そして、人の恵みと表して、この3つの恵みを最大限に生かした3つの柱による重点施策をお示ししております。

それでは、ここから3つの柱の重点施策を申し述べます。

1つ目の柱は、天の恵みによる豊かな自然環境の活用であります。

まずは、本市の基幹産業である農業の振興でございます。

本市では、恵まれた自然条件と豊かな地域資源を生かして、県内でも有数の生産拠点を形成いたしております。また、道の駅みやまは、特産品販売の拠点となり、販路の拡大や地産地消の推進など、情報発信の核となっております。

しかしながら、農業者の高齢化の進行や担い手不足、また、耕作放棄地が増加するなど、農業を取り巻く環境は厳しさを増しております。

このため、次の世代が夢と希望を持って農業に取り組めるよう、生産基盤の整備や経営基盤の安定、特産物のブランド化、さらには、事業の担い手の育成やDX化、認定農業者や農業生産法人への支援などを積極的に推進してまいります。

次に、資源循環型社会の形成と地球温暖化防止に向けた脱炭素化の推進でございます。

環境に優しい持続可能な資源循環型社会の形成は、SDGsの達成に資するものであり、バイオマスセンターの稼働による焼却ごみの減量化、生ごみ等の資源化を図り、また、市民協働によるプラスチックや雑紙などの分別を推進し、環境に優しいまちづくりを進めております。

一方では、世界的に急務となっているのが、深刻化する地球温暖化対策を進めるグリーン化であります。

本市は、第2次地球温暖化対策実行計画を策定し、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指しております。環境問題への対応は、これまでの化石燃料に頼ってきた経済構造の大転換であり、次世代の成長に向けた絶好の機会でもあります。

本市は、この潮流を的確に捉え、環境と経済の好循環を成功に導くためにも、環境教育や

ゼロカーボン講座・ゼロカーボンマイスター育成事業、さらには脱炭素先行地域100の認定を目指した取組を推進してまいります。

続きまして、2つ目の柱は、地の恵みによる整備されてきたインフラの活用であります。

まず、ワンヘルスを生かしたまちづくりでございます。

閉校する保健医療経営大学の敷地に、福岡県の保健環境研究所及び、仮称でございますが、動物保健衛生所の設置が決まり、この2つの施設が連携し、全国初のワンヘルス実践拠点ワンヘルスセンターが整備されます。

このワンヘルスセンターでは、ワンヘルスに関する先進的な調査・研究、専門人材の育成などが行われます。本市といたしましても、裾野の広いワンヘルスの取組を県と連携し推進してまいります。

また、多くの研究者や視察者が訪れる機会が増すため、本市の交流人口が増加することは必至であります。さらに、ワンヘルスセンターの研究成果が、国内、さらには世界に発信されることで、本市の知名度は格段に高くなります。

この千載一遇のチャンスを最大限に生かし、「ワンヘルスのまち・みやま」を国内外にアピールしてまいります。そのため、行政機構を見直し、推進体制を強化してまいります。

あわせて、ワンヘルスに関する市民参画型イベントの開催や、未来を担う小・中学生に対するワンヘルス教育など、市民の皆様がワンヘルスの理念についての御理解を深めていただき、ワンヘルスによるまちづくりを推進してまいります。

次に、みやま・柳川インターチェンジ周辺の企業誘致でございます。

これまで、産業団地の造成に向けて実施設計を行うとともに、企業誘致に必要な調査であります埋蔵文化財発掘調査や水源調査を実施し、立地条件の整備を進めてまいりました。

一方、企業誘致活動では、市のホームページに産業団地の概要を掲載し、立地企業の募集を行うとともに、立地可能性のある企業を把握する企業立地意向調査を実施し、企業誘致活動を進めてまいりました。

そうした中、産業団地への立地に関心を示された複数の企業から引き合いを受けているところでございます。

今後は、できるだけ早期に立地企業の公募を行い、内定企業を決定し、造成に向けた関係法令の手続を進めて産業団地の造成工事に着手してまいります。

次に、スポーツツーリズムの推進でございます。

スポーツ資源とツーリズムが融合することで、地域資源がスポーツの力で観光資源へと変貌する可能性を秘めています。

スポーツツーリズムは、スポーツをする視点、スポーツを観る視点、スポーツを支える視点、この3つの視点を生かし、本市の豊かな自然、文化をはじめとする周辺観光、地元の特産品による食や音楽、さらにはスポーツ合宿などと融合し、交流人口の拡大を目指すものであります。

人工芝グラウンドやスケートボード場を持つ筑後広域公園フィットネスエリアの周辺には、体育館やプール、さらにはタマホームスタジアムが整備され、最寄りには九州芸文館や九州新幹線筑後船小屋駅があり、スポーツツーリズムの3つの視点を兼ね備えております。この高いポテンシャルを生かすことにより、スポーツツーリズムを推進してまいります。

また、旧本郷小学校跡地が、筑後広域公園との連携により、スポーツツーリズムの拠点としてより効果的、効率的になるよう、サウンディング調査による民間企業との意見交換を行っております。この調査結果を十分に踏まえ、今後の方向性をお示いたします。

3つ目の柱は、人の恵みによる温かい地域コミュニティとの連携であります。

まずは、地域コミュニティの活性化でございます。

本市の人情味あふれ、地域の絆の強さを生かした施策を推進してまいります。これからの子育てや教育、高齢者や障がい者支援などの福祉、また、公民館などの社会教育活動は、互いに助け合うことを基本に、地域で支え合う共助の精神がとても重要であります。

本市は、住民の絆がとても強いまちであり、SDGsの理念を推進する上においても、市民の皆様一人一人が尊重され、子供からお年寄りまで助け合って生き生きと暮らせるまちにしていきたいと考えております。

次に、安全・安心のまちづくりについてでございます。

まず、新型コロナウイルス感染症の対策では、医師会の御支援をいただき、季節性インフルエンザの同時流行にも備え、重症化予防に有効であるワクチン接種を推奨しているところであります。

第8波の感染拡大が懸念されますが、感染状況をしっかりと見極め、感染防止対策を講じながら、ウイズコロナ、ポストコロナを見据えた取組を推進してまいります。

また、ウクライナ情勢、円安の進行等による生活必需品の価格高騰が続き、市民生活や市内の経済活動に大きな影響を与えております。依然として、物価上昇の先行きは不透明であ

りますが、国の総合経済対策を注視しつつ、適時適切な対策を講じてまいります。

続いて、自然災害への対策でございますが、みやま市国土強靱化地域計画に基づき、想定される災害において十分に機能する計画的なハード整備に加え、ハザードマップの更新や自主防災組織の育成及び女性の視点による避難活動の促進など、地域防災力の向上に係るソフト対策を適切に組み合わせながら、いかなる自然災害が発生しようとも、強さとしなやかさを持った地域強靱化の取組を進めてまいります。

以上、3つの柱を中心に、今後のまちづくりの基本的な考え方を申し述べさせていただきました。

市民のまちへの誇り、シビックプライドをより高め、「前へ！さらに前へ!!」と積極的な市政運営に努めながら、新しい時代を切り開いてまいります。

また、市政運営は多岐にわたっており、このほかにも重要な課題がございます。今後、本市が抱える課題等を再点検し、総合計画を踏まえ、市政運営に対する具体的な政策や詳細な施策等は、令和5年3月定例議会におきまして、当初予算を交えながら、議員の皆様、市民の皆様にお示ししてまいります。

結びに、議員の皆様の深い御理解と一層のお力添えをお願い申し上げまして、私の施政方針とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

#### 日程第5 議案一括上程

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．議案の一括上程を行ってまいります。

承認第5号の1件、議案第54号から第67号までの14件を一括議題といたします。

#### 日程第6 提案理由説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．市長の提案理由説明を行ってまいります。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

それでは、本議会に提案いたします議案の概略につきまして御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております承認第5号 専決処分の承認についてから議案第67号 令和4年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）までの15件でございます。

内訳といたしましては、10月に行いました令和4年度一般会計補正予算（第7号）の専決処分についての承認案件が1件、定年延長及び給与等の条例の改正、工事請負契約の変更契約や財産の減額譲渡、また、令和4年度一般会計予算をはじめとする補正予算等について議案14件を提案しており、詳細につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

#### 日程第7 承認第5号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 承認第5号 専決処分の承認について（専決第4号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第7号））について提案理由の説明を求めてまいります。西山総務部長お願いします。

##### ○総務部長（西山俊英君）（登壇）

皆様、改めましておはようございます。それでは、承認第5号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和4年9月の台風14号における災害関連経費及び国の電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付に要する経費について、緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年10月3日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決第4号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算にそれぞれ239,439千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22,843,862千円といたしております。

まず、歳入予算について御説明いたします。予算書6ページからでございます。

15款2項2目の電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金225,000千円及び事務費補助金8,463千円は、歳出予算と連動し計上いたしております。国10分の10の補助事業でございます。

続いて、7ページ、20款1項1目. 前年度繰越金5,976千円は、一般財源の額を調整して計上いたしております。

引き続き、歳出予算の主なものについて御説明いたします。予算書8ページからでございます。

3款1項1目の電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費は、電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり50千円を給付するもので、一般事務員報酬1,052千円、受付業務等委託料1,364千円、電算システム改修委託料2,530千円などの事務経費のほか、18節に電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金225,000千円を計上いたしております。

続いて、予算書9ページでございます。

9款1項4目の水防費は、9月の台風14号における避難所運営に係る経費で、職員時間外勤務手当4,223千円、毛布のクリーニング代440千円等を追加いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより質疑を行ってまいります。

質疑に当たっては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡明に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることがないようにお願いをいたします。

本件につきましては、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第5号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、承認第5号は委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論を行ってまいります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第5号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第5号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第5号 専決処分承認について（専決第4号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第7号））は承認することと決定をいたしました。

日程第8 議案第54号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8. 議案第54号 みやま市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を求めてまいります。引き続き、西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第54号 みやま市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和5年4月に地方公務員法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行う必要があることから、条例を改正するものでございます。

少子高齢化が急速に進展する中、複雑で高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくため、職員の定年を2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げ、現行の60歳から65歳に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務職員等の制度を導入することにより、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代の職員に知識、経験等を継承しようとするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。

通告がありますので、発言を許可いたします。6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

おはようございます。この条例改正案ですね、みやま市職員に大いにいろんな身分保障等に影響する改正で、これは時代の流れで、先ほどから出ています高齢化社会、そういう中で定年延長という順になっております。その分、よくこの趣旨を分かって理解しようと努力して、何せ条文を読んでもなかなか理解ができないという状況で、説明資料として添付していただいておりますので、これを見まして、まず1番目の質疑として、2の(2)で書いてありますように、7割を水準とするというようなことで書いてあるんですけど、通告しています

ように、この7割というのがいつ時点での7割というようなことを言っているのか、これは基準点で大きく影響すると思います。

それに伴いまして、今、西山部長の説明にもありましたように能力とか、そういうところも含んで、そこら辺で管理職の方等についてはどういうふうになるのか。

それと、私も県に奉職しましたが、退職金というのは生活設計の中で非常に大事な部分を占めますので、そこら辺がどういうふうになるのかというのを、読みますけど、私も知識不足でなかなか理解できませんので。以上の3点を、これは私に対してというよりも職員に対し、かつ市民に対しても理解を得るために質疑をしようと思ってしております。よろしくお願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

平川総務課長。

**○総務課長（平川貞雄君）**

改めまして、皆様おはようございます。ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、末吉議員のほうからありましたように、議案の一番後ろのほうに資料をつけておりますので、そちらのほうと見比べて御覧いただきたいと思います。

まず、給料月額が7割水準ということはどうなるのかということでございます。定年引上げ制度対象者の給与水準につきましては、60歳に達した日の後の最初の4月1日、特定日というふうに書かせていただいておりますけれども、これ以降、当該職員が特定日前日の3月31日、4月1日の1日前まで受けていた給料月額の7割になるというものでございます。

次に、管理職はどうなるのかということでもございましたけれども、管理職であります部長、課長につきましては、資料のほうにもありますように、役職定年ということによって役職定年による降任ということに伴う減額が1回ございます。そして、その後に7割水準という減額で2回の減額ということになりますので、非管理職、部長、課長以外ですね、非管理職と比べて不利益が生じないような措置を取るというようになっておるところでございます。

ちなみに、7割措置になりますのは、今御説明しました翌年度ということですので、誕生日を迎えたその日ではないということだけ御報告しておきます。

退職金につきましては、本市は福岡県市町村職員退職手当組合に加入しておりますのでございます。具体的な制度内容については令和5年2月頃に示されることになっておりますが、考え方といたしまして、旧制度では退職手当の概要といたしましては、退職時の給料月額掛

ける支給月数ということになっております。新制度につきましては、60歳に達した日の後の最初の4月1日以後、先ほど御説明しましたように、給料月額が7割に下がるということでございますので、定年引上げ後で7割水準掛ける支給月数ということになってしまうと、これまでと比べて退職金が大幅に減額するということになってしまいます。

このため、新制度の対象者につきましては、60歳に達した日の後の最初の3月31日の給料月額——減額前の額でございます——こちらで一旦退職手当の計算をいたしまして、4月1日以降は7割水準となった新しい給与月額に支給月数を掛けて計算するという2段階方式になる見込みでございます。内容といたしましては、特定日の前に退職した場合と比べて不利益にならないような制度設計になっておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

6番末吉達二郎君。

**○6番（末吉達二郎君）**

なかなか頭の中で理解できない部分、理解というか、私が理解できないという部分もありますが、また分からない点は個別にお聞きしたいと思います。

要するに、これの対象になるのは、令和5年に60歳を迎える人が令和6年から発生する事案だろうと思います。そのときが最初に発生するときとなります。7割、当然私も減額したところでされたら非常に困る分もあるけど、そこら辺は制度的に担保されているみたいで、一番今その部分で言いたいのは、職員のモチベーションがこういう制度が入って下がるようなことがあってはいかんで、そこら辺は制度的に保障されているみたいということが今の平川総務課長の説明で分かりました。退職金も含めてそうですね。2段階というのが、延長してまた退職金があるのか、そこら辺もまた後日聞きます。

冒頭言えばよかったけど、この改正というのは住民の理解が物すごく必要な事案だろうと思います。そこら辺は今後とも一生懸命努力してください。

それで、ちょっと気になるのが2点目の質問事項なんですけど、現在、再任用制度というのがありますよね。これが令和6年から始まった場合に、自分もそういう経験がありますけど、給料が半分ぐらいになる形で再任用の方は今されていると思うんですよね。だけど、これでいくと7割という、一応廃止になるというようなことは、だけど、暫定的にできますよということになっているので、そこら辺で格差が生じないかどうかですね。そこら辺を説明

していただきたいと思います。お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

続きまして、2点目の制度導入に伴いまして再任用の取扱いと今回の定年引上げの職員のほうの取扱いとどうなるのかということでの御質問と思います。

現在の再任用職員につきましては、給料表が一つだけで3級をみやま市のほうは使っております。255,200円でございます。定年引上げ職員につきましては、現在の平均を出させていただきましたけれども、398,700円ということで、こちらが先ほど申しました7割水準になるということで計算しますと、279千円ほどになる見込みでございます。

議員御指摘のとおり、この差といいますのは、試算では24千円弱になる見込みでございます。このまま再任用でしたら3級、そして、定年引上げでしたら今御説明した270千円ということで、約24千円弱の差になるということです。

先ほどから職員のモチベーションとか、そういうことをいろいろ御指摘いただいておりますけど、今回制度が入りまして、双方の業務、再任用と定年引上げの職員の業務についても、これからも少し検討していかなければならないんですけれども、大きくそこが異なることはないというふうに考えておりますので、給料の格差については見直しが必要じゃなかろうかというふうに今現在考えておるところでございます。

ちなみに再任用を4級ということにしますと、274千円というところになりますので、見直した場合、定年引上げのケースとほぼ同額になる見込みでございます。

今後、他の自治体等の状況等も踏まえまして検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

最後ですけど、おっしゃった部分で理解はできます。金額的には私もぱっと言われても分かんないんですけど。要はそこに差が出てくると、何回も言って悪いんですけど、職員のモチベーション、従事する人のモチベーション、そこら辺が現に出てくると、そこら辺非常に問題があろうと。それは今後いろいろ検討していくということですから、自己の意見という

ことじゃなくて、そういうところは皆が制度的に平等と感ずるといふうなことで今後見直しを図ってもらいたいんじゃないかと思ひます。よろしくお願ひしておきます。

最後、3点目なんですけど、これは今後のみやま市政にとって一番関心を持っているわけなんですけど、職員の定数ですね。定数としては再任用と違つてカウントされるんじゃないかと思つているんですよ。ということでいくと、10年か何かかけて定年がずっと上がつていきますよね。その間の行政改革等との兼ね合ひ、職員数、言いたいのは新規採用者で、これについては、正確じゃなかったら申し訳ないけど、学校の先生たちも大量に採用した時期があつて、その余波がその後あつて、採用枠が非常に狭き門でありながら、大量退職すると、今度は非常に人材が欠けていくといふうなことで。何を言いたいかといふと、一定の行政の質を保つためには一定の血を入れていかんやいかんと、血液のことを言ひよるわけですよ。そういうことでいくと、ここをどう考へてあるかといふことについては教へてもらいたいといふ気持ちで3回目を質問します。

**○議長（牛嶋利三君）**

平川総務課長。

**○総務課長（平川貞雄君）**

3つ目の職員の定数及び新規採用職員はどのうふうに考へているのかといふことでございます。

現在の職員定数のカウント数につきましては377名でございます。通常の正規の常勤職員といふことでございます。こちらに再任用の職員が22名、そして、会計年度任用職員242名といふ12月1日現在の数でございます。定数のカウントは一番最初に申した377名でございます。

制度を導入後、冒頭に西山部長のほうから御報告ありましたけれども、定年退職者は2年に1度といふことで、定年が延びます関係上、毎年の定年がなくなります。2年に1度といふことで、令和5年、令和7年、令和9年、令和11年、令和13年度末には定年退職者が発生しないといふことになってしまいます。通常ですと、定年退職者が出ない場合は職員採用はないんですけれども、先ほど御指摘いただいたように、新陳代謝とか、学卒者の雇用の問題とかございますので、そこについては考へなければいけないといふふうにお思ひしております。

正規職員と再任用職員を含めた総数につきましては、制度導入後はほぼ横ばいで推移する見込みでございます。ただ、制度完成の令和13年度末では、暫定再任用職員が制度上はゼロ

になるということで考えております。

先ほど御説明しました職員の新規採用に伴う部分ですけれども、年齢構成や学卒者の雇用等を考慮した場合、新規職員の採用は毎年実施したほうが望ましいというふうにこちら側も考えておるところでございます。

国のほうでも制度の完成途中については一時的に定員を増やすこともあり得るということで示されておりますので、本市といたしましてもその考えを踏まえまして、制度移行期間、令和5年から令和13年、9年間ございますけれども、こちらの退職者の数を平均した形で新規採用を行っていくとか、そういうふうなことを検討していかなければいけないというふうに考えております。できるだけ毎年の採用につながればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

以上をもちまして、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第54号は総務常任委員会に付託をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は10時40分から。10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

#### 日程第9 議案第55号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9．議案第55号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めてまいります。西山総務部長お願いいたします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

それでは、議案第55号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方公務員法の改正により、職員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、関連する11の条例の改正及び廃止を行うものでございます。

主な内容としましては、再任用職員に関する規定を削り、定年前再任用短時間勤務職員の規定を新たに加えるものや、地方公務員法の引用条項の改正等について、所要の訂正を行っております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行ってまいります。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第55号は総務常任委員会に付託をいたします。

#### **日程第10 議案第56号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第10. 議案第56号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引き続き、西山総務部長お願いします。

**○総務部長（西山俊英君）（登壇）**

議案第56号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本年8月に国家公務員に対し出された人事院の給与勧告に対し、国においても関係法律の改正がなされたことに伴い、条例の改正をお願いするものでございます。

具体的には、期末手当について、年間3.25か月であったものを0.05か月引き上げ、年間3.3か月に改定するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑

を終わります。

議案第56号は総務常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第11 議案第57号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第57号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めてまいります。西山総務部長お願いします。

##### ○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第57号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本年8月に国家公務員に対し出された人事院の給与勧告に対し、国においても関係法律の改正がなされたことに伴い、条例の改正をお願いするものでございます。

具体的には、先ほど御説明いたしました議案第56号と同様に、期末手当について、年間3.25か月であったものを0.05か月引き上げ、年間3.3か月に改定するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

##### ○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第57号は総務常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第12 議案第58号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第58号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めてまいります。西山総務部長お願いします。

##### ○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第58号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本年8月に国家公務員に対し出された人事院の給与勧告に対し、国においても関係法律の改正がなされたことに伴い、これまでも人事院勧告に準拠して給与改定を行ってき

た本市の経緯を踏まえ、条例の改正をお願いするものでございます。

改正の主な内容は、人事院勧告に基づき、本年4月1日に遡って給料表を改正するとともに、勤勉手当については、年間1.9か月であったものを0.1か月引き上げ、年間2.0か月とするものであります。

これに伴い、期末・勤勉手当の支給月数は、年間4.3か月から年間4.4か月となります。

以上の内容につきまして、給料表の改定は令和4年4月1日から、勤勉手当の引上げについては令和4年12月1日からそれぞれ適用するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第58号は総務常任委員会に付託をいたします。

**日程第13 議案第59号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第13. 議案第59号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めてまいります。西山総務部長お願いします。

**○総務部長（西山俊英君）（登壇）**

議案第59号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本年8月に国家公務員に対し出された人事院の給与勧告に対し、国においても関係法律の改正がなされたことや、近隣自治体との給与水準の均衡を図るため、先ほど御説明いたしました議案第58号の例に倣い、条例の改正をお願いするものでございます。

改正の主な内容は、人事院勧告に基づき、給料表を改正するとともに、期末手当について、年間1.45か月であったものを0.1か月引き上げ、年間1.55か月とするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第59号は総務常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第14 議案第60号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第60号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めてまいります。藤吉教育部長お願いします。

##### ○教育部長（藤吉裕治君）（登壇）

皆様、改めましてこんにちは。それでは、私のほうから議案第60号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、みやま市一般職の任期付職員の採用に関する条例の規定に基づき、任期を定めて採用しております教育職員の給与等について適正化を図るため、福岡県の人事委員会勧告に準じ、条例を改正するものでございます。

現在、本市では、中学校での少人数学級を推進するために、任期を定めて教育職講師を任用しております。

この講師は、教諭免許を取得し、教育に関する専門的な知識経験や優れた識見を活用して遂行する業務を行っているため、福岡県の教育職の給与に準じた給与とすることが適当と考えるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

##### ○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第60号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第15 議案第61号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第61号 工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の説明を求めます。松尾建設都市部長お願いします。

**○建設都市部長（松尾武喜君）（登壇）**

皆様、改めましてこんにちは。

それでは、議案第61号 工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和3年臨時第2回市議会にて可決いただきました下庄雨水ポンプ場2号ポンプ機械・電気設備の更新工事につきまして、当該工事請負契約に変更が生じたことから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更契約の内容といたしましては、消防協議により燃料小出し槽からの配管に緊急遮断弁を設置するとともに、長期間利用していなかった天井クレーンの経年劣化による交換部品の追加が必要となったため、請負金額を2,450,800円増額し、316,338千円とするものでございます。

資料として、契約内容表、変更工事内訳書、変更箇所図を添付しておりますので、御参照いただきたく存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第61号は産業建設常任委員会に付託をいたします。

**日程第16 議案第62号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第16. 議案第62号 財産の減額譲渡について提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いします。

**○総務部長（西山俊英君）（登壇）**

議案第62号 財産の減額譲渡について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、宅地造成し、複数区画を宅地分譲するための用地として、旧みやま市営住宅東町団地跡地を売却するもので、減額して譲渡することから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

減額譲渡します財産は、みやま市瀬高町山門字郷ノ瀬1795番1の土地6,421.73平方メートルで、譲渡価格は26,555千円、契約の相手方は株式会社イムズパートナーであります。

不動産鑑定結果の41,140千円から、サウンディング型市場調査による民間事業者の意見や、不動産鑑定評価における周辺取引事例に基づき、最低売却価格を算出し入札を行った結果、14,585千円を減額した額で譲渡することといたしております。

別添資料といたしまして、旧みやま市営住宅東町団地跡地の位置図と配置図を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第62号は総務常任委員会に付託をいたします。

**日程第17 議案第63号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第17. 議案第63号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第8号）について、提案理由の説明を求めてまいります。大坪財政課長お願いします。

**○財政課長（大坪康春君）（登壇）**

皆さん、改めましてこんにちは。

それでは、議案第63号 令和4年度みやま市一般会計補正予算（第8号）について、提案理由の御説明を申し上げます。少々長くなりますが、よろしくお願いいたします。

令和4年度みやま市一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出予算にそれぞれ295,937千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23,139,799千円といたしております。

まず、予算書の5ページをお願いいたします。

予算書5ページ、第2表 債務負担行為補正でございますが、翌年度以降に債務を負担するため、マイナンバーカード交付管理システム使用料及び集団住民健診委託料を追加するものでございます。

次に、予算書6ページ、第3表 地方債補正でございます。過疎対策事業を歳出予算に連動し、限度額を変更いたしております。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明をいたします。予算書9ページからでございます。

予算書9ページ、15款2項1目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、本市の新型コロナ支援策であります「がんばりグッチョ・全力応援事業・第5弾」の経費に充てるため、137,895千円を追加いたしております。

次の2目、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金7,666千円は、高齢者施設等の施設整備に対する交付金で、補助率10分の10でございます。

次に、予算書飛びまして12ページをお願いいたします。

20款1項1目、前年度繰越金117,579千円は、一般財源の額を調整して計上をいたしております。

続いて、13ページの22款、市債でございますが、歳出予算と連動し、B&G海洋センター改修事業債28,000千円を追加いたしております。

続きまして、歳出予算について御説明をいたします。

まず、歳出予算全体を通しまして、人件費の補正を計上いたしております。人件費の補正は、令和3年及び令和4年の人事院勧告を反映し、所要額を計上いたしております。また、これに併せて、職員の人事異動や育児休業分などを反映させ積算をしております。

予算書の後ろに添付しております一般会計補正予算（第8号）の資料の3ページをお願いいたします。

資料の3ページは特別職について、次の資料の4ページでは一般職についての補正内容を記載しております。資料4ページの最下段となりますが、一般職の補正額は、一般会計及び各特別会計の合算で63,073千円の減といたしております。

次に、資料の5ページをお願いいたします。

こちらも歳出予算全体を通しまして、公共施設の光熱水費及び燃料費を追加補正いたしております。主に電気料金等の高騰によるものであり、合計で40,800千円を追加いたしております。

それでは、引き続き人件費、光熱水費、燃料費の部分以外の歳出予算につきまして御説明をいたします。

予算書に戻りまして16ページをお願いいたします。

2款1項5目の周辺環境整備設計業務委託料3,280千円は、旧東町団地跡地の売却に伴い、

周辺道路環境整備を行うための設計業務委託料を追加するものでございます。

次に、6目のキャッシュレス決済還元事業委託料80,000千円は、コロナ禍において物価高騰の影響を受けている市内事業者を支援し、また、市外からの誘客等により地域経済の活性化を図るため、スマホ決済を活用したポイント還元事業を行うものでございます。

次に、12目の防犯灯設置補助金2,000千円は、行政区が設置している防犯灯のLED化に対し補助をするものでございます。

次に、予算書飛びまして18ページをお願いいたします。

2款3項1目の総合照会システム導入委託料7,260千円は、住民異動に伴い、各種手続案内を円滑にするため、システムを導入するものでございます。

次に、予算書また飛びまして20ページの最上段をお願いいたします。

3款1項1目の地域社会福祉施設等物価高騰対策支援金5,980千円は、食料費、光熱水費等の物価高騰の影響を受けている市所管の介護・障がい福祉サービス事業所に対し、支援金を支給するものでございます。

次の3目、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金は、認知症高齢者グループホームに対し、非常用自家発電機を設置するための補助金を交付するもので、7,666千円を計上いたしております。

次の4目、障がい福祉費は、前年度の給付費負担金等の精算による返還金でございます。

次に、予算書22ページをお願いいたします。

22ページ中段になります。3款2項1目、高校生等世帯生活応援金支給事業費は、食費や学用品など物価高騰の影響を大きく受けている15歳から18歳の子を持つ子育て世帯を応援するため、デジタル地域通貨ポイントを付与するもので、コールセンター設置等業務委託料などの事務費のほか、18節、高校生等世帯生活応援金9,800千円を計上いたしております。

次に、2目の保育所等物価高騰対策事業補助金3,596千円は、電気・ガス・ガソリン代等の高騰の影響を受けている保育所等に対し、支援金を支給するものでございます。

次に、予算書飛びまして25ページをお願いいたします。

4款1項4目の浄化槽設置整備事業補助金1,500千円は、新築住宅建設が増加したこと等により、5件分を追加補正するものでございます。

次に、予算書また飛びまして、27ページ下段をお願いいたします。

6款1項3目の農業水利施設物価高騰対策補助金5,300千円は、稲作において電気代高騰

の影響を受けている農業者の負担を軽減するため、農業水利施設に要する電気代上昇分の一部を補助するものでございます。

次に、予算書29ページをお願いいたします。

29ページ中段の7款1項2目、プレミアム商品券事業補助金46,000千円は、物価高騰の影響を受けている市民や事業者の負担軽減を図り、市内での消費をさらに喚起するため、市内限定のプレミアム付デジタル商品券を発行するもので、発行額2億円、プレミアム率30%といたしております。

次に、同ページ最下段のデジタル地域通貨普及推進事業補助金12,500千円は、本市のデジタル地域通貨の利便性向上や普及促進を図り、また、コロナ禍での物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境の事業者を支援するため、取扱加盟店として登録された店舗に、デジタル地域通貨ポイントを付与するものでございます。

また、その1つ上段にございますスマホお助け窓口業務委託料700千円は、本市が行っている様々なキャッシュレス推進事業において、デジタル活用に不安のある市民の方々を対象にスマホ教室を開催するもので、約2か月間で計21回の開催を予定いたしております。

次に、予算書少し飛びまして34ページをお願いいたします。

9款1項1目の消防予防用備品購入費1,280千円は、火災予防関係手続の電子申請に対応するため、タブレット等を購入するものでございます。

次に、救急活動費4,900千円は、救急活動時に使用するリユース感染防護衣、マスク等の消耗品や殺菌線ロッカー等の備品を購入するものでございます。

次に、予算書飛びまして37ページ上段をお願いいたします。

10款2項1目の学校管理費は、令和3年に個人の方からいただいた寄附金2,000千円を活用し、二川小学校の消耗品費及び印刷製本費を追加いたしております。

次に、予算書39ページ最下段をお願いいたします。

10款4項6目の図書館改修工事費1,150千円は、図書館の換気対策として窓を開放する際に害虫等の侵入を防ぐため、網戸を設置するものでございます。

最後に、予算書40ページをお願いいたします。

40ページの中段、10款5項2目のB&G海洋センタープール改修工事費26,000千円は、高田B&Gプールにおいて現在実施している耐震診断を踏まえ、改修工事費を追加するものでございます。

なお、詳細な内容については、資料に記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行ってまいります。

質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。

歳出、7款1項2目、商工業振興費、デジタル地域通貨普及推進事業補助金に対する質疑であります。5番吉原政宏君、質疑を行ってください。

**○5番（吉原政宏君）**

最初、29ページの最下段です。デジタル地域通貨普及推進事業補助金12,500千円ですが、説明書で高校生世帯に1世帯10千円のデジタル地域通貨ポイント、加盟店のほうに50千円の地域通貨ポイントを付与するということでもあります。本市では既にみやまスマイルペイというところが数年前から浸透してきたところです。このスマイルペイにポイント付与機能ができるようなシステムを導入して、うまく使えば、新たな加盟店を募集する労力や経費ということは必要なくできたんじゃないかなとも思いました。

ただ、経費、労力をかけて新たなデジタル地域通貨を導入されるということは、スマイルペイではシステム上ポイントの導入というのができなかったのか、もしくは新たなシステムのほうが市民に対してメリットが大きいのかということで判断されたのかと思います。

まずはその新しいシステムを導入された経緯とシステム上の違いについてお伺いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

猿本商工観光課長。

**○商工観光課長（猿本邦博君）**

皆さんこんにちは。吉原議員さんの御質問にお答えします。

まず、今回デジタル地域通貨につきましては、プロポーザルによって業者選定を行ってきたところがございます。結果的にいきますと、現在のみやまスマイルペイ、電子のプレミアム商品券のアプリじゃなくて、違うアプリのほうで業者が決まっておるところでございます。

それと、違いにつきましては、既存のみやまスマイルペイにつきましては電子のプレミアム商品券でございます、発行主体としましてはみやま市商工会でございます。

取りあえず業者選定につきましては、プロポーザルによってみやまスマイルペイとは違う業者、アプリになっております。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

5番吉原政宏君。

**○5番（吉原政宏君）**

あくまでも新しいアプリは今年の当初予算で説明がありました地域振興プラットフォーム構築委託料1,000千円上げておられます。市で行う様々な事業をデジタル給付に切り替えてキャッシュレスのさらなる推進を図るということでありまして、例えば、こういった事業でこの地域通貨の活用を考えておられるのかお聞きすると、あわせて、今後もスマイルペイはスマイルペイで商品券として残すのか、ただプラットフォームとしてデジタルの土台をつくられたからには今後一本化を考えておられるのか、このことについてお伺いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

猿本商工観光課長。

**○商工観光課長（猿本邦博君）**

ポイント給付につきましては、今回、補正予算でお願いしておる分と、今後、市のほうで補助金等を現金給付でしてきておる事業等がありますので、そういったものを精査しながら、ポイントで付与できるシステムを構築してまいりたいと思っております。

議員さん御指摘のとおり、当面の間はプレミアム商品券としましてスマイルペイを活用しながら、行政ポイントを付与する分は今後決まりました業者のデジタル地域通貨でポイントを付与しながら、市内の地域経済の活性化につなげてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

5番吉原政宏君。

**○5番（吉原政宏君）**

最後ですね。この使用期限が年明けて2月末日までとなっております。恐らくこの12月議会で議決して、実際加盟店が使えるところがなければ使いようがないので、募集をかけて、

実際使う期間というのは極めて短い時間になるのかなと思っておりますが、この辺の周知方法、市民の方はどうやって浸透させるのか、お伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

猿本商工観光課長。

○商工観光課長（猿本邦博君）

御質問にお答えします。

デジタル地域通貨事業の推進につきましては、地元事業者の加盟店登録の参加が必要不可欠でございます。現在、商工会と連携しながら、みやまスマイルペイの加盟店に登録案内を進めておるところでございます。

続いて、デジタル地域通貨普及推進事業補助金を活用しながら、さらに加盟店登録を推進するとともに、今回の給付事業者の対象者の方に使用マニュアルを送付する計画でございます。

今後、このデジタル地域通貨の普及とPRにも努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

以上をもちまして、通告による質疑は終わります。

ほかにデジタル地域通貨普及推進事業補助金に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第63号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

#### 日程第18 議案第64号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 議案第64号 令和4年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1

号)について、提案理由の説明を求めてまいります。大坪財政課長お願いします。

**○財政課長（大坪康春君）（登壇）**

それでは、議案第64号 令和4年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,035千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,402,751千円といたしております。

まず、予算書4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございますが、翌年度以降に債務を負担するため、集団特定健診委託料を追加いたしております。

続いて、予算書7ページをお願いいたします。

予算書7ページの歳入予算は6款1項1目、一般会計繰入金を減額し、8ページの歳出予算は、1款1項1目、一般管理費の職員人件費につきまして、職員9名分の人事異動等による額を調整し、計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行ってまいります。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第64号は会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

**日程第19 議案第65号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第19. 議案第65号 令和4年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。引き続き大坪財政課長お願いします。

**○財政課長（大坪康春君）（登壇）**

それでは、議案第65号 令和4年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ359千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ700,163千円といたしております。

予算書は6ページからでございます。

予算書6ページの歳入予算は、5款1項1目、事務費繰入金を減額し、7ページの歳出予算は1款1項1目、一般管理費の職員人件費につきまして、職員2名分の人事異動等による額を調整し、計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第65号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

**日程第20 議案第66号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第20、議案第66号 令和4年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を求めてまいります。大坪財政課長、引き続きお願いします。

**○財政課長（大坪康春君）（登壇）**

それでは、議案第66号 令和4年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、介護保険事業勘定の歳入

歳出予算の総額からそれぞれ2,448千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,062,220千円といたしております。

まず、予算書4ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございますが、翌年度以降に債務を負担するため、地域包括支援システム借上料を追加いたしております。

続いて、予算書7ページをお願いいたします。

予算書7ページの歳入予算は7款1項4目、その他一般会計繰入金を減額いたしております。

次に、8ページからの歳出予算は、1款1項1目、一般管理費及び9ページの4款3項1目、包括的支援事業費の職員人件費につきまして、職員の合計17名の人事異動等による額を調整し、計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第66号は会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

#### 日程第21 議案第67号

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第21、議案第67号 令和4年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めてまいります。甲斐田上下水道課長お願いします。

**○上下水道課長（甲斐田裕士君）（登壇）**

改めまして、皆さんこんにちは。

それでは、議案第67号 令和4年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）について、

提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年度みやま市水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出予算に5,045千円を追加し、総額を501,251千円といたしております。

収益的支出予算、1款1項1目、原水及び浄水費の補正を計上いたしております。

原水及び浄水費は、急激な電気料金の高騰により、瀬高浄水場等の動力費が不足するため追加するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第67号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、次の本会議は12月7日となっておりますので、御承知おきを願いたします。

**午前11時33分 散会**